

様式第 18

納付金単価算定根拠資料届出書

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

届出者 住 所 (〒 _____)

(ふりがな)

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の役職・氏名)

事業者番号

(電力広域的運営推進機関から発行された事業者コード(頭4桁)を記入すること)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第15条の規定により、次のとおり納付金単価算定根拠資料を届け出ます。

事業者種別

下記種別から選択し、記号を記入すること。

1：小売電気事業者、2：一般送配電事業者、3：登録特定送配電事業者

届 出 内 容	備考
1. 特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量 (kWh) (注1)	
2. 特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーの設備の区分等ごとの再生可能エネルギー電気の量 (kWh) (注2)	
①太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの(②を除く)	
②太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの(自家発電設備等を併設するものに限る。)	
③太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの	
④風力発電設備であつて、その出力が二十	

キロワット未満のもの		
⑤風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの		
⑥洋上風力発電設備		
⑦水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの		
⑧特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの		
⑨水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの		
⑩特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの		
⑪水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの		
⑫特定水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの		
⑬地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの		
⑭地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの		
⑮バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備		
⑯森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（⑮及び一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの		
⑰森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（⑮及び一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二千キロワット以上のもの		

⑱木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（⑮から⑰まで及び⑲並びに一般廃棄物発電設備を除く。）		
⑲建設資材廃棄物を電気に変換する設備（⑮及び一般廃棄物発電設備を除く。）		
⑳一般廃棄物発電設備又はバイオマスを電気に変換する設備であって⑮から⑲まで及び一般廃棄物発電設備以外のもの		
㉑旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が48円のもの（注3）		
㉒旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が42円のもの（注3）		
㉓旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が40円のもの（注3）		
㉔旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が39円のもの（注3）		
㉕旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が34円のもの（注3）		
㉖旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が32円のもの（注3）		
㉗旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が24円のもの（注3）		
㉘旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が20円のもの（注3）		
3. 1 変動範囲関連総可変費（円）（注4）		
3. 2 送電・高圧配電非関連需要に係る発受電量（百万kWh）（注5）		
3. 3 燃料費調整単価（送電端）（注6）		
3. 4 旧特例太陽光発電設備に係る料金原価織込額（円）（注3）（注7）		
3. 5 法の施行の日前に発電を開始した再生		

	可能エネルギー発電設備に係る料金原価織込額（5. 4を除く）（注8）	
4. 1	前年度に費用負担調整機関から交付を受けた交付金の合計額（円）（注9）	

- (注1) 前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量とする。
- (注2) 前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーの設備の区分等（表①～⑳）ごとの再生可能エネルギー電気の量とする。なお、同じ再生可能エネルギーの設備の区分等であっても、導入年度により買取価格が分かれている場合、その買取価格毎に表を作成すること。
- (注3) 「旧特例太陽光発電設備」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧法」という。）附則第6条第2項に規定する特例太陽光発電に係る同条第1項の太陽光発電設備をいう。
- (注4) 廃止前の一般電気事業託送供給約款料金算定規則（以下「旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則」という。）に規定する変動範囲関連総可変費とする（旧一般電気事業者のみ記載）。
- (注5) 旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則に規定する送電・高圧配電非関連需要に係る発受電量とする（旧一般電気事業者のみ記載）。
- (注6) みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った額を基に算出した届出月の直近の月の燃料費調整単価（税込み）とする。（旧一般電気事業者のみ記載）。
- (注7) 当該小売電気事業者等の料金原価に含まれている旧特例太陽光発電設備により発電された電気の調達に要する費用に相当する額（電気価値除き・税抜き）とする。（旧一般電気事業者のみ記載）
- (注8) 当該小売電気事業者等の料金原価に含まれている再生可能エネルギー電気の調達に要する費用（法の施行の日前に再生可能エネルギー電気の発電を開始した再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の認定を受けた設備であって、改正法による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされるものに限る。）に相当する額（電気価値除き・税抜き）とする。（旧一般電気事業者のみ記載）
- (注9) 前年度に当該小売電気事業者等が費用負担調整機関から法第28条に基づき交付を受けた交付金の合計額とする。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。